

3 考えてみようその表現 ～6つのパターン～

(1) 男女のいずれかを排除したり

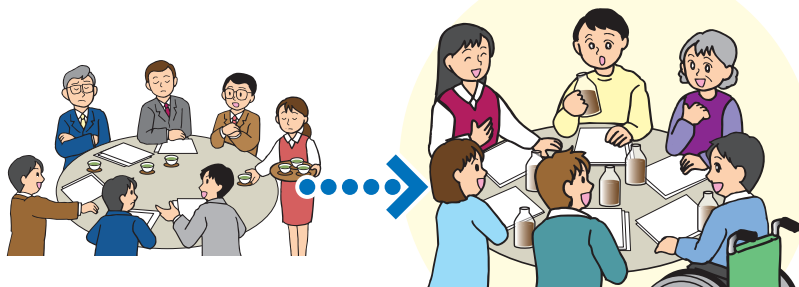
いずれかに偏^{かたよ}ったりしていませんか？

県が発信する情報は、性別にかかわらずすべての人に関係があるものであり、すべての人に平等に伝えられなければなりません。登場人物や広報対象が、男女のいずれかを排除したり、いずれかに偏^{かたよ}ったりしないようにしましょう。



- 登場する人の人数や回数・役割が、男女いずれかに偏^{かたよ}っていませんか？
- 男性（女性）のみが「人（男女）」の代表として登場することで、女性（男性）を排除していませんか？
- シンボルマークやマスコットが男女いずれかに偏^{かたよ}っていませんか？

登場する人の人数や回数・役割が、
男女いずれかに偏^{かたよ}っていませんか？



男女共同参画社会では、意思決定の場への女性の参画が求められています。女性も男性も共に会議と一緒に参加している様子を描くようにしましょう。

男性(女性)のみが「人(男女)」の代表として登場することで、女性(男性)を排除していませんか？



男女共に採用していることがわかるようにしましょう。

シンボルマークやマスコットがかたよ男女いずれかに偏っていませんか？



県民を表すシンボルマークの場合は、このように年代、性別、職業を幅広く取り上げた表現にしましょう。

(2) 必要以上に女性と男性を区別していませんか？

人間は、性別にかかわらず個人として尊重されることが大切です。服装・外見、興味・関心、性格・ふるまいにおいて、必要以上に男女を区別しないようにしましょう。

3

考えてみようその表現く6つのパターンく



- 服装・外見
- 興味・関心
- 性格・ふるまい



子供にもそれぞれ個性があります。女の子、男の子で必要以上に区別することがないようにしましょう。

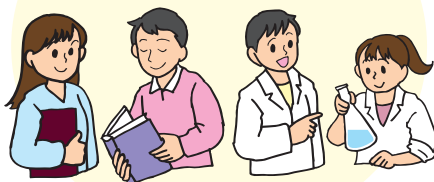
文系

理系



文系

理系



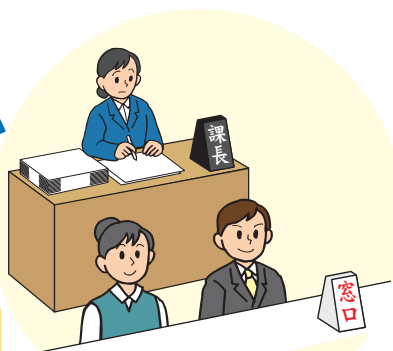
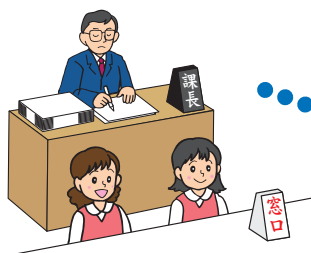
興味や関心は多様です。男性は理系、女性は文系という思いこみはありませんか。

(3) 男女間が優劣・上下の関係になっていませんか？

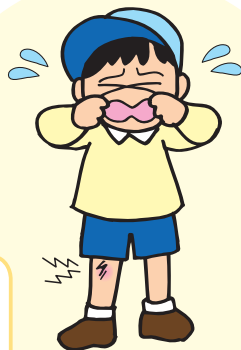
男女間に主従・上下・優劣・強弱の関係があるかのような印象を与える表現をさけ、女性と男性が対等な関係にある表現をするようにしましょう。



- 主従
- 上下
- 優劣
- 強弱



女性の管理職も増えています。
指導は男性のみが行うという印象
を与える表現はさけましょう。



泣くのは女の子ではありません。
常に男性を強く、女性を弱く表現するの
はさけましょう。

(4) 性別によって役割を固定していませんか？

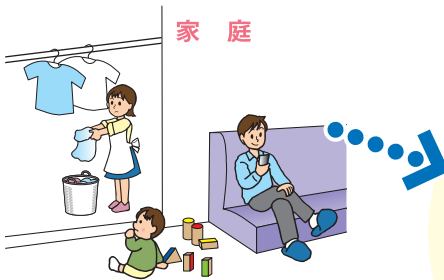
男女をわかりやすく表現しようとするあまりに、これまでの固定的な性別役割分担意識（例：「男は仕事、女は家庭」）にとらわれた表現をしないようにしましょう。

3

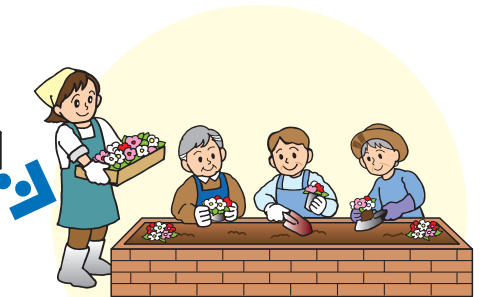
考えてみようその表現く6つのパターンく



- 家庭
- 地域
- 学校
- 職場



家事や育児は女性がするものと性別役割分担を固定化することなく、女性も男性も家事や育児に関わっていることがわかるように表現しましょう。



地域活動は女性の役割というイメージを与えないようにしましょう。

学校



性別で役割を決めている
ような印象を与えること
はさげましょう。



職場



どのような職種でも女性、男性の区別
なく働いている姿を表現するよう
にしましょう。



(5) 女性を飾り物・性的対象物として扱っていませんか？

伝えたい内容と関係がないのに女性を人目を引くために使用したり、女性の性的あるいは外見的な側面を強調して表現することは、女性の尊厳を傷つけ、性を商品化することにつながります。伝えたい内容にふさわしい表現をするようにしましょう。



- アイキャッチャー（広告に注目させるための視覚的要素）
- 性的側面
- 容姿の強調



何を訴えたいかが一目でわかる表現にしましょう。

「炎上」繰り返す自治体広報

自治体のPR動画やイベントポスターなどで、男女の描かれ方や過度に性的な「萌えキャラ」等が問題となり、動画の公開中止やポスターの作り直しになる事態が生じています。

問題となっている表現は、女性を性的対象物として描いたり、これまでの固定的な性別役割分担にとらわれた表現への批判です。

注目してもらうために、感性に訴える表現は必要です。しかし、見る人が不快になるような表現にしないためには、人権への理解を深め、男女共同参画の視点に立った表現をすることが一層重要となっています。

(6) 言葉の使い方は

男女を公正に扱うものになっていますか？

①雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）による例

男女雇用機会均等法は、募集・採用から定年・解雇までの雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図ることを目的とする法律です。男女のいずれかを排除したり男女異なる取扱いをすることは、原則として禁止されています。

②公的資格の名称変更

主に女性が就いていた職業に男性も就くようになり、保育士、保健師、看護師等の名称が登場し、現在では、両性に使用できる名称に変更されました。

変更前	変更後
保母・保父	保育士
保健婦・保健士	保健師
看護婦・看護士	看護師
助産婦	助産師

③民間メディアの自主的基準の例

民間メディアの自主的基準には「性別、職業、身分、地位、境遇、・・・（略）・・・について、差別の観念を表す言葉、言い回しは使わない。（略）使う側に差別意識がなくても、当事者にとっては重大な侮辱、精神的な苦痛や、差別、いじめにつながることもある。使われた側の立場になって考えることが重要だ。」とあります。

また、性差別については、「女性を特別視する表現や、男性側に対語のない女性表現は原則として使わない。性別を理由にした社会的、制度的な差別につながらないように注意する。」としています。

さげたい表現例	望ましい表現例
女流	「女流名人」などの固有名詞以外は使わない
女史	〇〇〇〇さん
婦警・婦人警官	女性警官
未亡人	「故〇〇氏(さん)の妻、〇〇夫人、〇〇さん」などと具体的に表記し、一般的には「夫を亡くした女性」などとする
婦女子	女性と子ども

【女性を殊更に強調、特別扱いする不適切表現】

女傑、女丈夫、男勝り、女だてらに、女の戦い、職場の花、才媛、才女、才色兼備

【男性優位社会などを背景にした不適切表現】

女・男のくせに、夫唱婦随、女は愛嬌男は度胸、女の浅知恵、女々しい、女の腐ったような

一般社団法人 共同通信社

「記者ハンドブック」(2016年3月第13版)から一部抜粋